

令和6年度

東京都観光ボランティア
募 集 要 項

東京都産業労働局観光部

令和6年度東京都観光ボランティア募集要項

1 事業目的

東京都では、「東京都観光ボランティア」の活動を通じて、東京を訪れる国内外からの旅行者に東京の魅力を紹介しています。この度、令和7年度から新たに活動していただける方を募集します。

2 活動内容

東京都観光ボランティアの主な活動は、原則として以下のとおりです（今後変更となる場合があります）。

（1）街なか観光案内（英語等）

〈金曜日・土曜日・日曜日（年末年始を除く）10時30分から16時30分までの間の3時間程度〉

◆外国人旅行者が多く訪れる地域の街なかで、東京を訪れた旅行者に対して観光案内など各種案内を提供
《活動エリア（全10地域）》

- ・グループ1（①新宿、②六本木・赤坂）
- ・グループ2（③渋谷、④原宿・表参道・青山）
- ・グループ3（⑤銀座、⑥東京駅周辺・日本橋、⑦浅草）
- ・グループ4（⑧上野、⑨秋葉原）
- ・⑩臨海副都心エリア ※臨海副都心のみ、11時30分から16時30分まで

（2）観光ガイドサービス（英語・中国語・韓国語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・イタリア語）

〈月曜日～日曜日（年末年始及びゲストの申込みがない日を除く）10時出発／13時出発／18時出発〉

◆外国人旅行者からのニーズが高い都内15ルートにおいて外国人旅行者のガイドを実施
※上記コースに加え、令和6年度中に1コースを追加実施予定

（3）都庁案内・展望室ガイドサービス（英語・中国語・韓国語）

①都庁案内ガイドサービス〈月～金（年末年始、都庁舎点検日及び祝日を除く）10時から15時まで〉

◆都庁を訪れた外国人旅行者に対し、外国語で都庁内や展望室からの景観をご案内

《案内ルート》東京観光情報センター都庁本部→熊手→東京2020大会アーカイブ資産等展示
→都議会議事堂→展望室（計40分程度）

②展望室ガイドサービス〈月～日（年末年始、都庁舎点検日及び南展望室閉館日を除く）10時から15時まで〉

◆展望室を訪れた外国人旅行者に対し、外国語で景観をご案内（約20分）

（4）派遣ボランティア（英語等）〈活動日、活動時間は派遣先により異なる〉

◆国又は地方公共団体等が実施するイベント・国際会議等において、各派遣先でのインフォメーション活動や臨時観光案内所での活動等を実施

《過去の主な派遣先》外航客船入港歓迎行事、学会等

※情報発信（英語）

◆SNSで観光ボランティアの活動や活動エリア等の魅力を海外向けに発信する活動を実施

3 活動区分登録

「東京都観光ボランティア」では、皆様の希望に基づき、ご登録いただいた区分にて活動していただきます。なお、活動区分の希望調査は、新規採用ボランティア募集時に加えて、採用後も毎年実施いたします。

(1) 街なか観光案内

- ・「2 (1) 街なか観光案内」に記載のグループのうち、2つのグループに登録し活動いただきます。ただし、臨海副都心エリアは、上記の2つのグループに加えて活動の登録ができます（希望者のみ）。
(例) グループ1、グループ3、臨海副都心エリアの3区分に登録
- ・初年度は、原則として「街なか観光案内」での活動となります。
- ・各グループの希望人数等の状況により、ご希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

(2) 観光ガイドサービス 及び 都庁案内・展望室ガイドサービス

- ・原則として、活動2年目以降のボランティアが登録できます。
- ・英語以外の言語登録のある方の場合、登録初年度から活動希望は可能です。
ただし、希望者数の状況等によりご希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。
- ・また、「都庁案内・展望室ガイドサービス」と「観光ガイドサービス」は、同時に登録希望ができませんので、予めご了承ください。

※「派遣ボランティア」は各団体の依頼に基づき随時募集するため、活動区分登録はありません。

4 活動日の決定方法

(1) 街なか観光案内、都庁案内・展望室ガイドサービス

- ・活動の前月の指定日までに活動希望日をご申請いただき、その申請結果に応じて、活動シフトを決定します。

(2) 観光ガイドサービス

- ・活動の前々月を目安に活動希望日をご申請いただき、申請結果及び旅行者からの申し込みに応じて、事務局から活動依頼のご連絡をします。

(3) 派遣ボランティア

- ・イベント、国際会議等主催者からの活動依頼に応じて、登録者に情報提供を行い、活動希望者を募集します。

※「情報発信」は前月の指定日までに原稿案をお送りいただき、選定された原稿については、ネイティブチェックなどの校正を行います。

5 活動開始日

令和7年4月1日（火）以降

6 活動時のユニフォーム

活動時にはユニフォームを貸与します。

7 活動費

原則、交通費相当額として、1日1,000円程度を活動費として支給します。

※「情報発信活動」に対する活動費は支給しません。

8 活動時の保険

ボランティア事務局が一括して、ボランティア保険の加入手続きを行います（ボランティアの方の費用負担はありません）。保険の適用範囲は保険契約内容に基づきます。

※「情報発信活動」はボランティア保険の対象外です。

9 募集期間

令和6年10月9日（水）14時00分 から 令和6年11月19日（火）17時00分まで

10 募集人数

300名程度

※下記応募条件に基づく書類審査があります。

※申込者数が定員を超えた場合は、応募条件を満たしていても、ご登録いただけない可能性がございます。

11 応募条件

(1) 令和7年3月31日時点で年齢18歳以上の方

※応募時に18歳未満である場合は、必ず保護者の承諾を得てからご応募いただきますようお願いいたします。

(2) 都の観光スポットやボランティアガイドについて自ら学ぶ意欲を持ち、国内外からの旅行者に対し、おもてなしの心をもって活動に参加できる方

(3) 外国の方とコミュニケーション可能な語学能力を有する方（別紙1「語学に関する基準」を参照）

(4) 1か月に1回以上活動可能な方

(5) 電子メール・電話の両方でボランティア事務局からの連絡を受けることができる方

(6) インターネット環境を有している方

(7) 他のボランティアの方々や事務局スタッフと協力、尊重し合いながら活動できる方

(8) 別紙2「東京都観光ボランティア活動要領」に承諾できる方

※応募条件を満たしていない場合は登録できません。

※語学習得のための研修は行っておりません。

12 申込方法

本要項の内容及び東京都産業労働局HPをよくご確認くださいの上、申込フォームよりお申込みください（郵送等での申込みは受け付けておりません）。なお、お申込みに当たり、以下の書類が必要になります。

URL：<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/volunteer/volunteer2/>

(1)【検定、資格等をお持ちの方】級・スコア等が確認できる認定書等の画像データ

以下の規格や注意事項を満たした画像データをご用意ください。（カラー・モノクロ共に可）

- ・データサイズは10Mbyte以内
- ・ファイル形式は、JPEG 又は PNG
- ・検定資格取得が証明できるもの

(検定資格名、検定資格実施団体※、氏名、取得日、点数・級等が一画面で確認できるもの)

※検定資格実施団体は、別紙1「語学に関する基準」をご参照ください。

・鮮明である(焦点が合っている)

※級・スコア等が確認できる認定証等の画像データをお持ちでない方は、

必ず申込みフォームにて海外滞在経験等のご入力をお願いいたします。

(2) 顔写真データ

ボランティア登録証作成時に使用します。

以下の規格や注意事項を満たした画像データをご用意ください。(カラー・モノクロ共に可)

- ・データサイズは10Mbyte以内
- ・ファイル形式は、JPEG 又は PNG
- ・6か月以内に撮影されたもの
- ・フチなし
- ・応募者本人のみが写っている
- ・正面を向き、申込者本人の顔がはっきり確認できる(顔に影がない)
- ・無帽、無背景で、頭部全体が写っている
- ・鮮明である(焦点が合っている)
- ・スマートフォンやデジタルカメラ等で撮影した写真は可
- ・パスポートや運転免許証など、公的証明書写真の二次利用は不可

※マスク等で顔を覆わないように、お願いいたします。

13 今後のスケジュールについて

(1) 選考結果のお知らせ

令和6年12月25日(水)(予定)

※メールでお知らせいたします。

※選考結果に関する問い合わせにはお答えできませんので予めご了承ください。

(2) 新規採用ボランティア研修

令和7年2月12日(水)、15日(土)、及び16日(日)の3日間で開催

※今回観光ボランティアとして登録される方は、新規採用ボランティア研修への参加が必須になります。いずれか1回ご参加ください(研修時間は3時間程度を予定)。

※開催時間・方法や研修内容等につきましては、選考結果通知後に改めてご案内いたします。

(開催日時での参加が困難な方へもご案内いたします)

※本研修を受講された後に、各活動に必要な基本知識を学習するeラーニング研修をご案内予定です。

14 申し込みに関する問合せ先

東京都観光ボランティア事務局 募集担当

(株式会社JTBコミュニケーションデザイン内)

TEL: 03 (5657) 0651 (平日・土・休日 受付時間: 9時~18時)

※申込内容確認のため、ご登録いただいた電話番号へご連絡をする場合がございます。

■語学に関する基準

次の（１）又は（２）において、ア又はイのいずれかの基準を満たしていることがボランティア登録条件となります。

※登録後、語学研修はありません。

※資格審査は、書類審査のみとなります（面接等はありません）。

※語学に関する基準を満たしていても、応募条件を満たしていない場合は登録できません。

（１）日本人の方は、次の外国語等の基準を満たしていること

ア 言語の基準については、次に該当するものとします。

| 言語 | 指標となる試験等 | 基準 | 実施団体 |
|-------|---|---|--------------------------|
| 英語 | 実用英語技能検定 | 準１級以上 | (公財) 日本英語検定協会 |
| | 国際連合公用語英語検定 | B級以上 | (公財) 日本国際連合協会 |
| | TOEIC | 730点以上 | (一財) 国際ビジネスコミュニケーション協会 |
| | TOEFL | 550点以上 (PBT) 213点以上 (CBT) 79点以上 (iBT) | ETS Japan 合同会社 (旧ETS) |
| 中国語 | 中国語検定試験 | 2級以上 | (一財) 日本中国語検定協会 |
| | 漢語水平考試 (HSK) | 5級以上 | HSK日本実施委員会 |
| | 中国語コミュニケーション能力検定 (TECC) | 550点以上 | (株) 空間概念研究所 |
| 韓国語 | 韓国語能力試験 | 4級以上 | (公財) 韓国教育財団 |
| | 「ハングル」能力検定試験 | 準2級以上 | (特非) ハングル能力検定協会 |
| フランス語 | 実用フランス語技能検定試験 | 準2級以上 | (公財) フランス語教育振興協会 |
| | フランス語能力認定試験 (TEF) | A2以上 | (株) 日仏文化協会 |
| | DELF (デルフ・フランス語学力資格試験) / DALF (ダルフ・フランス語上級学力資格試験) | A2以上 | 日本フランス語試験管理センター |
| | フランス語学力テスト (TCF) | レベル2以上 | フランス国民教育省 |
| ドイツ語 | ドイツ語技能検定試験 | 2級以上 | (公財) ドイツ語学文学振興会 |
| | ドイツ語検定試験 | B1以上 | ゲーテ・インスティトゥート |
| スペイン語 | スペイン語技能検定試験 | 4級以上 | (公財) 日本スペイン協会 |
| | ビジネススペイン語技能検定 | 3級以上 | (公財) 日本スペイン協会 |
| | DELE (スペイン語認定証) | B1以上 | インスティトゥート・セルバンテス |
| イタリア語 | 実用イタリア語検定試験 | 3級以上 | (特非) 国際市民交流のためのイタリア語検定協会 |

| | | | |
|-------|---------------------|--------|--------------|
| | C I L S (イタリア語検定試験) | B 1 以上 | シエナ外国人大学 |
| | P L I D A イタリア語資格試験 | B 1 以上 | ダンテ・アリギエーリ協会 |
| 上記各言語 | 全国通訳案内士 | 合格 | (独) 国際観光振興機構 |

※上記の言語に加えて、他の言語も習得している場合は、申し込み時にその旨記載してください。

イ 有用な経験

| | |
|-----------------------|--|
| 海外滞在経験 (海外留学経験も含む) | 海外で合計1年以上外国語を使用して生活をした経験(海外留学経験も含む)があり、外国語による会話が堪能で外国人旅行者等とのコミュニケーションを図れる方 |
|-----------------------|--|

(2) 外国人の方は、次の日本語等の基準を満たしていること

ア 日本語の基準については、次に相当するものとします。

| 言 語 | 指標となる試験等 | 基 準 | 実施団体 |
|-----|----------|---------|------------|
| 日本語 | 日本語能力試験 | N 2 級以上 | 日本国際教育支援協会 |

イ 有用な経験等

| | |
|-----|--|
| その他 | 日本語の検定の資格はないが、日本で合計1年以上生活しており日本語が堪能で外国人旅行者とのコミュニケーションを図れる方 |
|-----|--|

東京都観光ボランティア活動要領

平成31年4月1日付30産労観受第974号
改正令和6年5月27日付6産労観受第203号

(総則)

第1条 東京都観光ボランティア活動要領（以下「本要領」という。）は、東京都（以下「都」という。）が募集する東京都観光ボランティア（以下「ボランティア」という。）の登録に関する事項及びボランティアの活動（以下「本活動」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(本活動の目的)

第2条 本活動は、東京を訪れる国内外からの旅行者が、快適に観光が楽しめるよう、旅行者の多様なニーズに対応し、きめ細かい観光案内と東京の魅力を紹介することを目的とする。

(本活動の管理)

第3条 本活動の管理は、都が委託契約をする事業者がこれを行うものとする。

2 前項における事業者は、本活動の管理を行うに当たり、観光ボランティア事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

(本活動の内容)

第4条 本活動の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 都庁案内・展望室ガイドサービス
- (2) 観光ガイドサービス
- (3) 街なか観光案内
- (4) 派遣ボランティア

2 ボランティアは、東京における観光及び前項各号に規定する活動内容について、都や事務局が行う情報発信等への協力活動を行うものとする。

(遵守事項)

第5条 ボランティアは、本活動を行うに当たり次の各号を遵守するものとする。

- (1) 本活動の目的を十分理解し、本要領の内容及び別途事務局の定めるマニュアル等に従い行動すること。
- (2) 法令を遵守するとともに、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする行動を行わないこと。
- (3) 旅行者、他のボランティア、事務局及びその他第三者に対し、迷惑行為及び差別的言動を行わないこと。
- (4) 予め事務局の書面による承諾を得た場合を除き、ボランティア活動中に知り得た個人情報、機密情報を開示若しくは漏洩し、又は本活動以外の目的に利用しないこと。

(登録)

第6条 ボランティアになろうとする者は、別途都の定める応募様式を都に提出しなければならない。

2 前項に規定する申込みがあったときは、都は、選考・決定のうえ、ボランティアとして登録する。

(登録の取消)

第7条 ボランティアは、登録の取消しを事務局に申し出て、登録を取り消すことができる。

2 前項の規定にかかわらず、事務局は、ボランティアが次の各号の一に該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

- (1) 本要領その他マニュアル等に反する行為を行った場合
- (2) その他、ボランティアとしてふさわしくない行為が認められる場合
- (3) 特段の事情がなく6カ月以上活動の申請を行っていない場合

3 前項の規定により事務局がボランティアの登録を取り消す場合は、その旨を本人に通知するものとする。

4 第2項の規定により登録を取り消した場合においても、事務局は、特段の理由があると認める場合には、ボランティアの再登録を行うことができる。

(本活動費)

第8条 都は、ボランティアに対し、本活動を行うに当たり生じた交通費等の実費相当分として、別途定める基準に従い、一定程度を支給する。ただし、第4条第2項の活動についてはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第4号の活動に係る本活動費については、依頼派遣元が支給する。

(活動ユニフォーム)

第9条 事務局は、ボランティアが第4条の本活動を行う際に必要となる活動ユニフォームやID等の物品を貸与する。

2 ボランティアは、第4条第1項第1号及び第3号の活動を行うときは、貸与された活動ユニフォームをマニュアル等に従い、着用しなければならない。

3 ボランティアは、貸与された活動ユニフォームやID等の物品をボランティア登録の取消の際に事務局に返却しなければならない。

(ボランティアリーダー)

第10条 都は、ボランティア全員が活躍できる環境を実現するため、ボランティアの中からボランティアリーダーを募集し、選任する。

2 ボランティアリーダーの活動及び任期は、都が別途定めるものとし、任期満了後は再度ボランティアの中から都が募集し、選任する。

(ボランティア保険)

第11条 事務局は、本活動を行うボランティアを被保険者とする保険に一括加入する。ただし、当該保険に係る費用は事務局が負担する。

2 ボランティアが第4条第1項の本活動中若しくは本活動に付随する活動中の事故により怪我をした場合、又は第三者に対して損害を与えた場合は、ボランティア自身が保険適用の申請を保険会社に対して行う。なお、保険の適用範囲は保険の契約の内容に基づくものとする。

3 ボランティア保険の内容については、別途事務局がボランティアに対し通知する。

(損害賠償)

第12条 ボランティアは、本活動において、自己の責めに帰すべき事由により事務局、他のボランティア又はその他第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負う。

(免責)

第13条 都及び事務局は、本活動に関しボランティアに生じた損害、又はボランティアが第三者に与えた損害について、都及び事務局の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、第11条第2項に基づく保険の適用範囲を超えて損害を賠償する責任を負わないものとする。

2 ボランティア間で発生したトラブルに関して、事務局は一切責任を負わないものとする。

(本要領の変更)

第14条 都は、必要に応じて本要領を変更するものとする。変更後の本要領については、本要領の変更について事務局がボランティアに対し通知した日から1カ月経過した日より効力が生じるものとする。

2 ボランティアは、変更した本要領の効力が発生した後、本活動を行うこと（本活動に付随する行為を含む。）又は事務局から効力が発生した旨の通知を受けたときより、これを承諾したものとする。

(個人情報の取扱いについて)

第15条 都は、ボランティアの個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を、次の各号の目的で利用する。なお、都は、目的の範囲内において事務局及びその他委託先をして個人情報を利用することができる。

(1) 本活動の登録

(2) 本活動実施のために加入するボランティア保険手続き

2 都は、前項の目的の他、個人情報を利用する際は、事前にボランティアから承諾を得るものとする。なお、承諾を得る際、利用目的及び個人情報の引渡先を対象のボランティアに明示する。

(暴力団等の排除)

第16条 ボランティアは、暴力団、暴力団員（又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団をはじめ、テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体の構成員又はテロリスト等（疑いがある場合を含む。）その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力等」という。）であってはならず、また、反社会的勢力等に加入しないこと。

なお、事務局は、ボランティアの応募者に関する情報を、政府機関等に照会することができる。

附 則

本要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和6年5月27日から施行する。